

特定役務及び物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成30年11月16日

奈良県知事 荒井正吾

## 第1 競争入札に付する調達の内容

### 1 入札物件

奈良県職員証更新業務委託及び出退勤時刻読取機等借入れ

### 2 入札物件の数量及び特質

奈良県職員証の更新業務並びに出退勤時刻読取機及びこれに付随する機器等（以下「読取機等」といいます。）の借入れ及び保守

### 3 契約期間

契約締結日から平成34年9月30日まで（奈良県職員証の更新は契約締結日から平成31年2月15日までの間に、既存の読取機等の撤去及び新規の読取機等の設置は契約締結日から平成31年2月28日までの間に実施してください。なお、読取機等の借入れ及び保守の契約期間は、平成31年3月1日から平成34年9月30日までです。）

### 4 履行場所

仕様書で指定する場所

### 5 入札方法

入札は、委託金額（奈良県職員証の更新に要する費用並びに奈良県職員証発行用プリンタの設定、設置及び操作指導に要する費用）及び借入金額（既存の読取機等の撤去に要する費用並びに新規の読取機等の搬入、設置及び調整並びにこれに付随する作業に要する費用並びに物品の調達に要する費用（委託金額に含まれるものを除きます。）並びに借入れ及び保守に要する費用）の総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の

108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目01賃貸業務に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (3) 過去5年間に国又は地方公共団体との間で契約金額3,200万円以上の電子機器のリース契約を締結し、これを誠実に履行した者であること（リース期間の一部が過去5年間に含まれていれば可とします。）。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステムISO27001/I SMS又はPマーク（プライバシーマーク）を取得していること。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (6) この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること及びこの公告に示した物品の規格に合致した物品を確実に納入し得る者であること。

## 第3 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部人事課人事係（県庁主棟5階）

電話番号 0742-27-8349（ダイヤルイン）

## 2 入札説明書の交付期間及び交付方法

- (1) 交付期間 平成30年11月16日（金）から同年12月6日（木）まで
- (2) 交付方法 奈良県総務部人事課のホームページからダウンロードしてください。  
ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/1627.htm>

## 3 入札説明会の開催

実施しません。

## 4 入札の場所等

- (1) 場所 奈良県庁入札室（県庁主棟6階）
- (2) 日時 平成30年12月26日（水）午前11時30分

## 5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県職員証更新業務委託及び出退勤時刻読取機等借入れに係る入札書在中」と朱書するとともに、内封筒に入札書を入れ、封印等の処理をし、平成30年12月25日（火）午後5時までに1に示す場所に到着するようにしてください。

## 第4 その他

### 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

### 2 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5に相当する額の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

### 3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

### 4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、平成30年12月6日（木）の午後4時までに第2の(3)、(4)及び(6)に該当することを証明する書類を第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- (2) (1)の提出書類に基づき第2の(3)、(4)及び(6)に該当すると認められる者を入札参加者とします。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

#### 5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

#### 6 契約書作成の要否

要します。

#### 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

#### 8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

#### 9 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

#### 10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「資材等購入契約」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る資材等購入契約に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該資材等購入契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 12 その他

詳細は、入札説明書によります。

## 第5 Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be procured: Outsourcing of production of Identification Cards of Nara Prefectural government Officials and Lease of attendance start/end time management device and peripheral equipment

- 2 Time limit for tender by hand: December 26, 2018 11:30 a.m.
- 3 Time limit for tender by mail: December 25, 2018 5:00 p.m.
- 4 Contact point for the notice: Nara Prefectural Government, Personnel  
Division, General Affairs Department  
[Nara prefectural Government Office] 30 Noborioji-cho, Nara City, Nara  
Pref. 630-8501 Japan  
TEL 0742-27-8349(direct line)